

## 大和市公共下水道事業計画の変更について(報告)

### 1. 大和市公共下水道事業の概要

本市の公共下水道事業は、昭和29年に大和駅周辺地区の約70haに事業着手して以来、数度の計画変更を経て、積極的に下水道の整備を区域拡大とともに進めています。

令和12年度を目標年次とした全体計画(2,540ha)に基づいて、社会・経済状況の変化に伴う計画人口及び計画汚水量等の変更、合流下水道改善事業や処理場計画放流水質に伴う下水処理場の改築事業、並びに公共用水域の水質保全、浸水の解消及び良好な生活環境の維持・改善を図るものです。

#### 【変更理由】

今回の変更は、中央森林東側地区(裏面参照)の市街化区域編入に伴い、事業計画区域の拡大を行うものです。

#### 【変更概要】

##### 11.3haの事業計画区域拡大

処理区(汚水)	: 北部処理区	+6.2ha
	: 中部処理区	+5.1ha
		計+11.3ha
処理区(雨水)	: 深見城ヶ丘第二排水区	+1.9ha
	: 深見島ヶ関排水区	+0.6ha
	: 深見坊之窪排水区	+8.8ha
		計+11.3ha

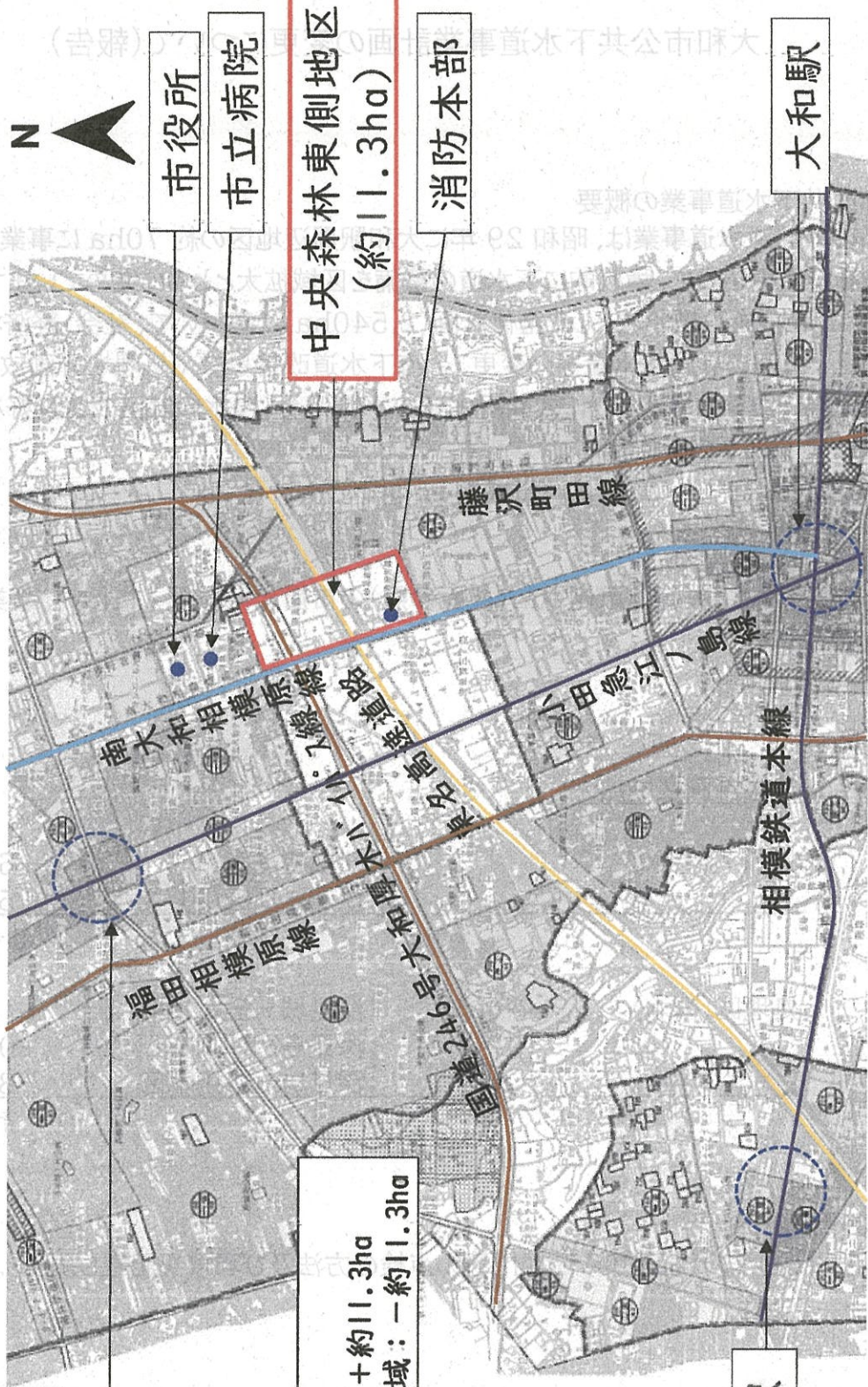
#### 【その他変更箇所】

流域治水関連法の改正に伴い、樋門等の点検の方法及び頻度を記載しました。

市街化調整区域を市街化区域へ変更【約2,008ha→約2,019ha】

位置図

鶴間駅



面積増減  
市街化区域：+約11.3ha  
市街化調整区域：-約11.3ha

市役所  
市立病院

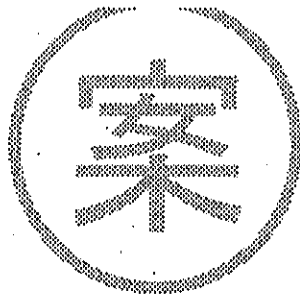
中央森林東側地区  
(約11.3ha)

消防本部

相模大塚駅

大和駅

0 250 500 750m



令和6年\*月\*\*日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市下水道運営審議会  
会 長 石田 裕

大和市下水道使用料の改定について（答申）

令和5年10月31日に諮問された「下水道使用料の改定について」は、慎重に審議した結果、別紙のとおり改定することを適当と認めます。

なお、改定にあたっては、「付帯意見」を尊重し、進めることをお願いいたします。

# 案

## 1 答申にあたって

---

下水道は、市民が健康で快適な生活を送るために、必要不可欠な都市施設であるとともに、河川などの公共水域の環境保全にも寄与しています。

大和市の下水道事業は、昭和 29 年の事業着手以来、着実に整備を進め、現在は市街化区域における汚水整備がおおむね完了し、令和 4 年度末の下水道人口普及率（汚水）は 95.5%に達しています。

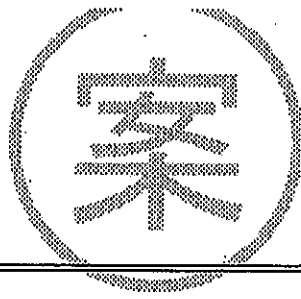
このような中、事業着手から約 70 年が経過し施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理費及び改築更新・耐震化の工事費の増加が見込まれる一方で、下水道使用料は、人口の微増が続くものの節水機器の普及やライフスタイルの多様化などにより減少が見込まれています。

下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき受益者負担が原則であり、汚水処理にかかる費用の全額を下水道使用料で回収することとされています。しかし、令和 4 年度決算では、使用料収入で汚水処理費の 87.5%しか賄うことができず、その不足分を一般会計から繰り入れている状況です。

現在、一般会計の財政も厳しい状況であることから、このまま負担をかけ続けることは、様々な施策の遂行に影響を与えかねません。

本年、元日に発生した能登半島地震においては、上下水道の機能停止が長期化し、市民生活の衛生環境への影響が大きくなっており、下水道施設の安定的・継続的な運転の重要性が再認識されています。一方で、現在の物価高などにより市民生活は厳しい状況にあることから、前回の約 2 倍となる平均改定率での市民負担は、大きなものであると捉えております。

これらの内容について議論を重ねた結果、下水道使用料の改定により受益者負担の適正化を図る必要があるものの、下水道条例の改定にあたっては、市民及び事業者への影響を踏まえた慎重な審議をお願いいたします。



## 2 付帯意見

---

### 1. 今後の事業経営について

- (1) 効率的かつ合理的で透明性のある経営に取り組み、さらなる経費の削減に努めること。
- (2) 汚水処理の中断は、市民生活や企業活動に大きく影響を与えることから、老朽化した施設の補修・改築更新及び耐震化を計画的に行うこと。  
また、能登半島地震を教訓とし、計画の早期実施に努めること。
- (3) 今後、使用料の減少と汚水処理費の増加が続き、改定が必要となる見込みであることから、3年ごとを基本として定期的に改定の必要性を検討することで、平均改定率が大きくなるように努めること。
- (4) 基本使用料については、市民の節水努力の成果が料金に反映されるよう、改善を検討すること。
- (5) 下水道使用料の改定を検討するにあたっては、引き続き、社会の経済情勢をはじめ、市民生活への影響を十分に勘案し進めること。

### 2. 市民への説明について

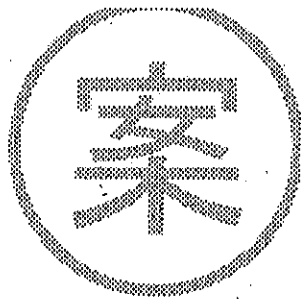
- (1) 下水道施設の老朽化が進んでおり、継続的、安定的に下水道サービスを提供するためには、改築更新及び耐震化が必要であることについて、市民へ周知していくこと。
- (2) 使用料の負担を低くするため、汚水処理費の削減に取り組んできたこと及び今後の取り組みについて、市民へ周知していくこと。

## 添付資料

---

資料1 大和市下水道運営審議会委員名簿

資料2 「大和市下水道使用料の改定について（諮問）」（令和5年10月31日付）



別紙

## 1. 下水道使用料改定の内容

### ●下水道使用料算定表(1カ月当たり)税抜き

区分	基本使用料		超過使用料		
	汚水排除量	金額	汚水排除量		1 m <sup>3</sup> につき
一般汚水	8 m <sup>3</sup> 以下の分	833 円	8 m <sup>3</sup> を超え	15 m <sup>3</sup> までの分	138 円
			15 m <sup>3</sup> を超え	25 m <sup>3</sup> までの分	154 円
			25 m <sup>3</sup> を超え	50 m <sup>3</sup> までの分	171 円
			50 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> までの分	196 円
			100 m <sup>3</sup> を超え	200 m <sup>3</sup> までの分	232 円
			200 m <sup>3</sup> を超え	300 m <sup>3</sup> までの分	248 円
			300 m <sup>3</sup> を超え	500 m <sup>3</sup> までの分	265 円
			500 m <sup>3</sup> を超え	1,000 m <sup>3</sup> までの分	307 円
		1,000 m <sup>3</sup> を超える分		326 円	
浴場汚水	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき 17 円				
水泳場汚水	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき 131 円				

## 2. 改定時期 令和7年4月1日

## 3. 審議の経過

- ・令和5年10月31日 (出席委員9名、欠席委員2名)  
第2回下水道運営審議会において諮問及び視察。
- ・令和5年11月14日 (出席委員9名、欠席委員2名)  
第3回下水道運営審議会において審議。
- ・令和5年12月26日 (出席委員9名、欠席委員2名)  
第4回下水道運営審議会において審議。
- ・令和6年2月2日 (出席委員10名、欠席委員1名)  
第5回下水道運営審議会において審議。
- ・令和6年2月9日 (出席委員\*名、欠席委員\*名)  
第6回下水道運営審議会において審議及び答申内容の検討。
- ・令和6年3月27日 (出席委員\*名、欠席委員\*名)  
第7回下水道運営審議会において答申内容の決定。